

令和8年度 国立市によるしょうがい者就労施設等からの物品等の調達方針

第1 趣旨

しょうがい者が就労によって経済的な基盤を確立し、自立した生活を送るためには、しょうがい者雇用を推進するための仕組みを整えるとともに、しょうがい者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することが重要である。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。)第9条の規定に基づき、本方針を定め、しょうがい者就労施設等が供給する物品及び役務(以下「物品等」という。)の調達の推進を図り、もって、しょうがい者就労施設等で就労するしょうがい者の自立を促進する。

第2 調達方針

1 適用範囲

本調達方針の適用範囲は、市が行う物品等の調達とする。

2 調達を推進する物品等

市が契約によって調達する物品等のうち、日用品、記念品、食料品、印刷製本等の物品及び、清掃、除草、クリーニング等、役務の提供を受けるもののうち、しょうがい者就労施設等が受注することが可能な物品等を対象とする。

3 本方針の対象となる施設等は、次のしょうがい者就労施設等とする。

なお、市内に所在する施設を優先するものとする。

ア 障害者優先調達推進法第2条第2項に規定するしょうがい者支援施設

イ 障害者優先調達推進法第2条第2項に規定する地域活動支援センター

ウ 障害者優先調達推進法第2条第2項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)

エ 前記アからウまでに掲げる施設に準ずる施設として、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号に基づき市長の認定を受けた者

オ 障害者優先調達推進法施行令(平成25年政令第22号)第1条第1号に規定する事業所(特例子会社)

カ 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所(重度しょうがい者多数雇用事業所)

キ 障害者優先調達推進法第2条第3項に規定する在宅就業しょうがい者

ク 障害者優先調達推進法第2条第4項に規定する在宅就業支援団体

4 物品等の調達目標

予算の適正な執行、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、この方針の目的を達成するために、しょうがい者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

5 物品等の調達の推進方法

しょうがい者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1) 調達の推進に必要な情報の共有

しょうがい者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進に必要な情報提供を行い、情報を共有する。

(2) しょうがい者就労施設等の供給能力の向上

しょうがい者就労施設等が供給する物品について、質の向上及び供給の円滑化のために行う、取組の支援に努める。

(3) しょうがい者就労施設等の受注機会増大のための措置

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、しょうがい者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

イ 物品等の調達について、しょうがい者就労施設等からの調達が可能となるよう可能な限り分離分割発注を行うなど発注方法を考慮するように努める。

ウ 物品等の調達について、しょうがい者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間及び発注量を考慮するように努める。

エ 物品等の調達に際しては、しょうがい者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、しょうがい者就労施設等に対し十分な説明に努める。

(4) 随意契約による調達

しょうがい者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用する。

第3 その他

1 この方針の策定に関する担当は健康福祉部しょうがいしゃ支援課とする。

2 調達の実績については、会計年度の終了後、概要を取りまとめ、公表するものとする。